

令和元年 8 月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和元年 8 月 26 日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和元年8月26日(月)午後1時30分から午後1時47分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会長:	1番:	花野 隆雄	会長代理:	2番:	水澤 正明
委員:	3番:	忠 貞夫	委員:	4番:	榎本 太
委員:	5番:	森田 謙	委員:	6番:	田村 信秀
委員:	7番:	南波 雅子	委員:	8番:	緒形 文一
委員:	9番:	馬場 勝	委員:	10番:	西奈美 公平
委員:	11番:	川上 勝之	委員:	12番:	松村 智
委員:	13番:	今井 輝子	委員:	14番:	阿部 実

農地利用最適化推進委員(8人)

委員:	中条:	志村 政美	委員:	中条:	佐藤 隆
委員:	乙:	小泉 正	委員:	乙:	安城 守英
委員:	築地:	白塚 幸二	委員:	築地:	小熊 威
委員:	黒川:	今井 明	委員:	黒川:	小野 金一

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局職員

事務局長:榎本富夫、係長:高橋知也、主任:佐藤豊

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和元年8月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、13番今井輝子委員、14番阿部実委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、7月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>7月25日、農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、川上委員、小熊委員に案件を審査していただきました。</p> <p>8月16日、新潟県農業会議第41回常設審議委員会及び新潟県農業会議 臨時総会がJAビルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>8月19日、8月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、2班の委員の皆様には案件を審査していただきました。</p> <p>また、事前審査会終了後、最適化推進活動報告会を開催し、活動記録について報告していただきました。</p> <p>8月20日、情報事業重点市町村農業委員会会長会議・担当者会議がANAクラウンプラザホテルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>8月22日、にいがた女性農業委員の会第3回役員会がJAビルで開催され、南波委員が出席してございます。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案につきましては、譲渡人からの要望による売買が2件、譲渡人からの贈与が1件の計3件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により、東本町地内の畑について売り渡しするもので、売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円です。</p> <p>2番の案件は、譲渡人からの要望により、村松浜地内の畑について売り渡しするもので、売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円です。</p> <p>3番の案件は、譲渡人の要望により、高橋地内の畑について、譲受人に贈与するものです。</p> <p>第1号議案については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p>

	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、6番田村信秀事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
6番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る8月19日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、2班の委員5名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案につきましては、譲渡人からの要望による売買が2件、譲渡人からの贈与が1件の計3件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第1号議案については、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>第2号議案は、個人住宅建築のための転用が2件、駐車場及び物置小屋用地のための転用が1件の計3件であります。</p> <p>この3件につきましては、以前に転用許可を受けた案件であります。計画変更により当初計画者から第3者への承継となることから、転用許可申請が必要となるものであります。</p> <p>1番の案件は、都市計画用途地域であるあかね町地内の休耕畑において、住宅を建築するための転用であり、建築面積は57.13㎡、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p>

	<p>2番の案件は、都市計画用途地域であるあかね町地内の休耕畑において、駐車場及び物置小屋を建築するための転用であり、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円です。</p> <p>3番の案件は、都市計画用途地域であるあかね町地内の休耕畑において、住宅を建築するための転用であり、建築面積は56.96㎡、土地売買価格は、総額〇〇円、坪当たり約〇〇円です。</p> <p>第2号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>2ページ下に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、6番田村信秀事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
6番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案は、個人住宅建築のための転用が2件、駐車場及び物置小屋用地のための転用が1件の計3件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前着工もなく、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>そのほか、質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第2号議案については、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第2号議案については、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案について、ご説明いたします。</p> <p>議案書3ページをお願いします。</p>

	<p>第3号議案の胎内市農用地利用集積計画の所有権移転は、売買が1件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人においては、数年前より耕作のされていない傾斜のある畑で、譲渡人の労力不足により農地を売りたいとの申し出を受けたものであります。</p> <p>譲受人は、耕作面積及び経営状況等も問題がない認定農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。</p> <p>売買価格は、総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。</p> <p>第3号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の所有権移転のあっせん審査結果について、11番川上勝之あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
11番	<p>第3号議案 所有権移転の1番についてご報告いたします。</p> <p>去る7月25日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>申請地は、数年、耕作のされていなかったところであり、傾斜にもなっておりますが、この度売り手の労力不足により農地を売りたいとの申し出がありました。</p> <p>買い手は認定農業者であり、耕作面積及び経営状況等も問題ありません。近郊農地の耕作者でもあり、効率的であります。あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格については、売り手、買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第3号議案の所有権移転の事前審査結果について、6番田村信秀事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
6番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。以上です。</p>
事務局	<p>ただ今、第3号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
議長	<p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> <p>ご質疑ないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員</p>

議長	<p>は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p> <p>賛成多数と認めます。 よって、第3号議案の所有権移転については、承認することに決定いたしました。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。 これを持ちまして、令和元年8月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>
----	--

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和元年 8月26日

議 長

13 番

14 番
